

(第2号様式)

補助金交付決定通知書

興住指令第 号

住所

氏名

年 月 日申請の合併処理浄化槽設置事業に対し、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

興部町長

印

- 1 この補助金の交付の対象となる事業及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助対象事業名	補助金の額
合併処理浄化槽設置事業	円

- 2 補助対象事業の内容を変更するとき、又は補助事業を中止し並びに廃止する場合においては、町長の承認を受けなければなりません。
- 3 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告して、その指示を受けなければなりません。
- 4 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取消し、又はこの決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができます。
- 5 補助対象事業が完了したときは、速やかに補助事業実績報告書を町長に提出しなければなりません。
- 6 次の各号の一に該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
- (1) この補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助対象事業の執行に関し、この補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基づく町長の処分に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な有為があったとき。
- 7 前項の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を納付しなければなりません。

- 8 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じその未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を町に納付しなければなりません。
- 9 合併処理浄化槽設置事業の監督指導のため、関係職員の立入検査に同意しなければなりません。

( 課 係)